

第8回いすみ市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年8月6日(木) 午後3時00分

2 開催場所 夷隅文化会館 2階 研修室

3 出席委員(13名)

1番 藤平 正一

2番 関 俊光

3番 藍野 道郎

4番 松崎 秋夫

5番 池田 誠

6番 織本 幸一

7番 増田 伸子

8番 高浦 伸芳

9番 久我 久

10番 三枝 正直

11番 鈴木 茂雄

12番 鈴木 博善

13番 古川 久芳

4 欠席委員(0名)

5 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和2年度第5次農用地利用集積計画(案)について

議案第4号 農用地利用配分計画(案)について

その他

(開会 午後3時00分)

事務局 委員の皆様、本日はご苦労様です。

それでは、只今から令和2年第8回農業委員会総会を開会いたします。
はじめに定数の確認をさせていただきます。

本日は、委員総数13名全員の出席となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますこと
をご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶を申し上げます。

(藤平会長：挨拶)

事務局 それでは「いすみ市農業委員会会議規則第4条」の規定により会長に議長
をお願いいたします。

会長 審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号 4番 松崎委員、議席番号 11番 鈴木委員をお願い
いたします。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを
議題といたしますが、番号11及び番号12の案件が、会議規則第10条
の議事参与の制限に該当いたしますので、初めに番号1から番号10まで
を審議していただき、その後に番号11について審議し、最後に番号12
について審議をお願いいたします。

それでは、番号1から番号10について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請番号1から10につい
て説明します。

番号1、および番号2は同一案件の為、まとめて説明します。譲渡人
理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、新規就農の為です。
譲受人の住所地は市外ですが、この度申請地隣接の民家を購入し、ここを
拠点に耕作をすとの事です。番号1の権利内容、賃貸借権設定、申請土地、
楽町字西側上(ニシガワカミ)、地目田、〇〇〇㎡、外4筆、5筆合計
〇〇〇㎡です。番号2の権利内容、売買による所有権移転、申請土地、
楽町字西側上(ニシガワカミ)、地目畑、〇〇〇㎡、外7筆、8筆合計〇〇〇

m²、図面番号1です。

番号3、譲渡人理由は、受人の要望に応じる為、譲受人理由は、新規就農の為です。本件につきましても、譲受人の住所地は市外ですが、大野に生家があり、現在隣に宅地を取得し整備中との事です。申請土地、大野字越口（コエグチ）、地目田、〇〇〇m²、権利内容、賃貸借権設定、図面番号2です。

番号4、譲渡人理由は、離農の為、譲受人理由は、渡人の要望に応じる為です。申請土地、大野字荒木根（アラキネ）、地目田、〇〇〇m²、権利内容、売買による所有権移転、図面番号3です。

続いて番号5番ですが、議案の記載内容について訂正がございます。譲受人の経営面積が空欄となっておりました。正しくは〇〇〇m²となりますので、「経営」及び「自作」の項目に〇〇〇m²と記載をお願いいたします。お詫びして訂正させていただきます。譲渡人理由は、農業経営規模縮小の為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、日在字仲畑（ナカバタケ）、地目畑、〇〇〇m²、権利内容、賃貸借権設定、図面番号4です。なお、本申請地の一部につきまして、農作業用車両等が置かれている部分がありますが、こちらにつきましては農機具置場として、農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出がなされております。

番号6、譲渡人理由は、譲受人の要請に応じるため、譲受人理由は、営農型太陽光発電施設を設置するためです。申請土地、山田字七軒町（シチケンチョウ）、地目田、〇〇〇m²、権利内容、区分地上権設定、図面番号5です。本件の詳細については、この後、5条申請にて説明いたします。

番号7、譲渡人理由は、離農の為、譲受人理由は、新規就農の為です。譲受人は市外在住ですが、申請地近接の住宅を同時に取得し営農を行うとの事です。申請土地、下布施字東谷（ヒガシヤツ）、地目田、〇〇〇m²、外2筆、3筆合計〇〇〇m²、権利内容、売買による所有権移転、図面番号6です。

番号8、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為、譲受人理由は、新規就農の為です。譲受人は御宿町に居住し通作時間は10分です。申請土地、下布施字白井田（シライダ）、地目田、〇〇〇m²、外5筆、6筆合計

〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号7及び8です。

番号9、譲渡人理由は、農業経営規模縮小の為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、岬町東小高字娘田（ムスメダ）、地目畑、〇〇〇㎡、外2筆、3筆合計〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号9です。

番号10、譲渡人理由は、農業経営規模縮小の為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、岬町東小高字娘田（ムスメダ）、地目畑、〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号9です。

番号1から10につきまして、以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1及び番号2について、6番 織本委員の補足説明をお願いいたします。

織 本 委 員 6番 織本です。購入した家に面した土地であり、本人もトラクターや農機具を所有しているので問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。続いて、番号3及び番号4について、12番 鈴木委員の補足説明をお願いいたします。

鈴 木 委 員 12番 鈴木です。事務局の説明のとおりで、何ら問題ないと思われま

す。

議 長 ありがとうございます。続いて、番号5について、3番 藍野委員の補足説明をお願いいたします。

藍 野 委 員 3番 藍野です。事務局の説明のとおりで、何ら問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。続いて、番号6について、8番 高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高 浦 委 員 8番 高浦です。この土地は地上権を更新していくもので、今回再度設定をするものです。ブルーベリー畑の上にソーラーパネルを設定するものです。何ら問題ないものと思います。

議 長 ありがとうございます。続いて、番号7及び番号8について、11番 鈴木委員の補足説明をお願いいたします。

鈴 木 委 員 11番 鈴木です。番号7番については、現在千葉市緑区に居住される

方が住居及び農地を購入し、近隣住民の助けを借りて農業を行うという事で何ら問題ないと思います。番号8番につきましても、譲渡人は兵庫県に居住されている方であり、遠方により耕作出来ないという事で、御宿台に住む譲受人に所有権移転をするものです。農機具もそろっておりますので問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。続いて、番号9及び番号10について、4番 松崎委員の補足説明をお願いいたします。

松崎委員 4番 松崎です。事務局の説明のとおりで、何ら問題ないと思います。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号の番号1から番号10については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第1号の番号11についての審議に移りますが、先ほどお話ししたように、議事参与の制限により、6番織本委員におかれましては、しばらくの間、退室をお願いいたします。

(織本委員退室)

議長 織本委員が退室されましたので、引き続き番号11について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請番号11について説明します。

番号11、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、島字宮前（ミヤマエ）、地目田、〇〇〇㎡、外5筆、6筆合計〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号10及び11です。

番号11につきまして、以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、私の方から補足説明をいたします。

現地を確認いたしました。特段、問題はないと思います。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号の番号11については、原案のとおり可決されました。

それでは、6番織本委員の入室をお願いいたします。

(織本委員入室)

議長 続きます。議案第1号の番号12についての審議に移りますが、議事参与の制限により、私はしばらくの間退室をさせていただきますので、その間議長を関副会長をお願いいたします。

(藤平会長退室)

関副会長 それではしばらくの間、議長を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

番号12について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請番号12について説明します。

番号12、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、釈迦谷字水神(スイジン)、地目田、〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号12です。

番号12につきまして、以上で説明を終わります。

関副会長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。3番 藍野委員の補足説明をお願いいたします。

藍野委員 はい。この件に関しては何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろ

しくお願いいたします。

関副会長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

関副会長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号の番号12については、原案のとおり可決されました。

それでは、藤平会長の入室をお願いいたします。

(藤平会長入室)

関副会長 会長が戻りましたので、これで議長を交代させていただきます。ご協力ありがとうございました。

議長 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、本件土地は長志作田の畑〇〇〇㎡で長志霊園に隣接します。図面番号13です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

転用目的は、駐車場です。

譲受人所有の長志霊園は周囲の道路と水田から3～5mの高台にあり、管理用の走行草刈機や高齢者等の昇降の利便性を図るため申請地を取得し、駐車場とします。

用水は設置なし、排水は雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

所要資金は〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

番号2、本件土地は山田七軒町の田〇〇〇㎡の内0.1㎡で、議案第1号

番号6と同一の土地です。図面番号5です。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当し、原則として許可できませんが、一時転用で、事業目的達成の為に農地を一時的に利用することが必要と認められる為、例外的に許可できるものに該当します。

転用目的は、営農型太陽光発電設備です。

平成26年より設置、稼働済の営農型太陽光発電設備について、3年間ごとの一時転用の更新をするものです。パネルの下部でブルーベリーを耕作します。

用水は設置なし、排水は雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は賃借権設定（期間借地）です。

所要資金は〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

他法令の関係は、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について、平成26年2月25日で事業認定を受けております。

番号3、本件土地は岬町椎木戊外の田〇〇〇㎡で、玉前神社の北側に位置します。図面番号14です。

申請地は、番号1と同様の要件であることから第2種農地に該当します。

転用目的は、資材置場です。

譲受人は市原市で砂、砂利、砕石の採取、運搬ならびに販売等を業務とする法人を営んでおります。今般いすみ市内で予定されている開発等で使う土砂等を置くための資材置場が必要となったため、申請地を選定しました。土砂等による埋立てを行います。埋立ての高さは2.1m、埋立てに使用する土砂等の量は、2,261立方メートルです。流出防止対策として、法面は30度の安定勾配で仕上げます。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、道路法について、夷隅土木事務所と協議予定、小規模埋立て条例について、市環境水道課に申請予定、赤道との境界について、市建設課と境界立会予定となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。
番号1及び番号2について、8番 高浦委員の補足説明をお願いいたします。
- 高 浦 委 員 8番高浦です。番号1は、長志下区の地縁団体が隣接の墓地用の駐車場として取得するもので、何ら問題ないものと思われます。番号2について、先ほど申し上げた区分所有権更新の案件と同一のものです。問題はないものと思われます。
- 議 長 番号3について、9番 久我委員の補足説明をお願いいたします。
- 久 我 委 員 9番久我です。事務局説明のとおりです。問題ないと思います。よろしく
お願いいたします。
- 議 長 担当委員の補足説明が終わりました。私の方から付け加えてよろしいでしょうか。番号3について、現地確認いたしました。農地転用が許可された際は、資材置場及び建設発生残土のストック場所に利用されることになっていますが、建設発生残土の蓄積状況によっては隣接する住宅に砂塵が舞ったり、大雨による流出が懸念されます。これらの対応をどのように考えているか、確認の必要があるのではないかとと思われます。私は現地確認をした際に、そのように感じたのですが、各委員の皆さんの意見をお聞かせいただければと思ひます。以上です。
- 久 我 委 員 現状は2 mほど前面道路より低くなっており、隣家の柵くらいまで埋立をする計画になっています。
- 議 長 隣接する住宅の垣根くらいまで埋立をするという事は、建設発生残土はさらにその上にストックするという事。このまま許可したら、後々問題になりはしないかと。そのように懸念されます。
- 藍 野 委 員 埋めた上に土砂を載せるのは、上限はないのですか。
- 事 務 局 上限はありませんが、このようなケースでは、土砂が周りに流出しないよう、申請者に都度確認を求めています。
- 藍 野 委 員 垣根まで埋めて、その上に土砂を載せたら絶対に隣家に飛んでいくでしょう、風が吹いたら。類似のケースが私の地区にもあったのですが、文句を言ったら、相手方は「許可を取ってしまえば、いくら上にのせても良い

んだ」と。それを言われてしまうとぐうの音も出ない。その辺はきちっとやった方がよいのでは。会長がご心配なされるのもわかります。

事務局長 これをもって不許可要件とするのはなかなか難しい部分があります。また、最終的な許可の権限は県にあります。市の農業委員会としては、総会の中で出た意見や懸念される点などをまとめ、意見書として送致することができます。

藍野委員 ああ、それはいいですね。

議長 他に質疑等ございませんか。質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合、また、番号3について意見書を県に送致する事にご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。番号3については意見書を県に送致していただくという事をお願いいたします。

続きまして、議案第3号令和2年度第5次農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、令和2年度第5次農用地利用集積計画（案）につきまして、ご説明いたします。

いすみ市長より、令和2年7月21日付けで農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経ることが定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

所有権移転1件、譲渡人1名、譲受人1名、畑、〇〇〇㎡

続きまして、次ページに移ります。賃借権7件、貸付者3名、借受者3名、田、〇〇〇㎡、畑、〇〇〇㎡でございます。

以上の計画（案）は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号農用地利用配分計画（案）についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農用地利用配分計画（案）につきまして、ご説明いたします。

農用地利用配分計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

今回の借受申し込み者1名、借受面積、畑、〇〇〇㎡を出し手の承認を得たうえでの配分計画（案）でございます。

以上の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項に掲げる事項が定められていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

それでは、その他になりますが、何かありますでしょうか。

事務局 はい。その他、地目変更登記に係る照会に対する回答について、報告いたします。

今回は7月31日までに回答済の4件について議案書記載のとおり報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

議長 他に何かありますでしょうか。

委員 なし。

議長 他にないようでございますので、本日お諮りした議案すべてを終了しました。

以上をもちまして令和2年第8回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

事務局 皆様、お疲れ様でした。それでは、事務局から何点かご連絡をさせていただきます。はじめに、9月の総会ですが、9月9日、水曜日、午後3時からいすみ市役所大原庁舎3階301会議室で、開催を予定しております。

なお、申請受付については、8月21日（金）及び24日（月）・25日（火）の3日間となります。現地確認は8月26日（水）及び27日（木）を予定しておりますので、スケジュールの調整をよろしく願いいたします。

続きまして、活動記録簿についてですが、本日7月分をお持ちの方は提出をお願いします。

以上で本日の会議日程は全て終了しました。長時間にわたりご苦勞様でした。

（閉会 午後3時41分）

議事録署名人

議長

4 番委員

1 1 番委員